

件名	愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
主管課	河川課
根拠法令等	水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正理由 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号)により河川法(昭和39年法律第167号)の一部が改正されることに伴い、同法第23条の2の登録を受けた者から流水占用料を徴収するため、この条例の一部を改正しようとするもの</li> <li>○ 改正概要 この条例の第1条において、これまでは、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から流水占用料等を徴収することとしていたが、これに同法第23条の2の登録を受けた者を加える。</li> </ul>	
施行日	水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防法及び河川法の一部を改正する法律の改正概要 水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電（既許可水利権を利用した発電）に関する登録制度の創設等の措置を講ずるもの</li> <li>○ 河川法の改正後の条文 (流水の占用の登録) 第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用(流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。</li> </ul>	